

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）北本中央商業施設計画

埼玉県北本市中央四丁目六十三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 横断歩道の撤去・出入口部の開口部について

市道六千六十五号線について、計画概要書図三の「歩行者南側出入口一」、
「歩行者南側出入口二」それぞれの位置で縁石を切り下げ開口部を設ける計画で協議をしていたが、「歩行者南側出入口一」については既存の開口部のまま使うこととなり、「歩行者南側出入口二」については当初の計画よりも開口部を狭めることとなった。なお、上記の内容を反映した道路工事施工承認書を、平成三十年四月二十四日付で発行している。よって、承認書通りの工事施工を行うこと。

(2) 通学路の安全確保等について

(一) 建設場所南側の道路は西小学校と北本中学校の児童生徒の通学路となっている。建設中及び開店後についても、十分に児童生徒の安全を心掛けること。

(二) 店舗南側に二本あった横断歩道を一本化することとなっているが、設置場所について、通学路のみならず児童生徒の生活道路としての観点ももちながら検討すること。

(3) 地域商工業の振興について

周辺商店等との連携、協調を図るため、北本市商工会への加盟を検討すること。

(4) 地域観光の振興について

観光振興事業との連携、協調を図るため、北本市観光協会への加盟を検討すること。

二 縦覧期間

平成三十年六月五日から平成三十年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター